

## 給与支払報告書の提出について

- 給与支払報告書の提出対象者  
令和7年中に給与等の支払を受けたすべての受給者（臨時、パート、アルバイト等を含む）  
なお、令和7年中に退職したかたについても作成し、提出をお願いします。
- 提出部数  
①給与支払報告書（個人別明細書）・・・1名につき1枚（副本の提出は不要です）  
※必ず新様式（令和8年度提出用）をご使用ください。  
②給与支払報告書（総括表）・・・提出市区町村ごとに作成  
※館林市に提出する場合は、館林市用の総括表をご使用ください。
- 提出先  
受給者が令和8年1月1日現在お住まいの市区町村
- 提出期限  
令和8年2月2日（月）厳守

## 給与支払報告書（総括表）の書き方

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表） 2月2日までに提出してください。

追加訂正	令和年月日提出	指定番号
	館林市長 あて	0098765
1 給与の支払期間	年月分から	年月分まで
2 個人番号又は法人番号	（右詰めで記入）	
3 郵便番号	〒 374-0000	事業種目
（フリガナ）	タテバヤシシロマチ	（3）
4 所在地（住所）	館林市城町○番△号	
（フリガナ）	0276-72-0000	
5 名称（氏名）	タテバヤシ○△◇サンギョウ	
6 代表者の職氏名	館林○△◇産業株	
7 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	代表取締役 館林 太郎	
8 会計事務所等の名称及び電話番号	総務部 経理 氏名 館林 花子	
電話（0276）72-0000 内線（123）		
両毛会計事務所		
電話（0276）77-0000		
＊普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。		

※印字された事業所・所在地・電話番号等に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

- 給与支払者の個人番号（マイナンバー）又は法人番号は必ず記入してください。  
なお個人番号を記入する場合は右詰で記入してください。  
(注)給与支払者が個人事業主の場合は、「個人番号カードの写し」もしくは、「通知カードの写しと運転免許証等の写し」を添付してください。
- 代表者の職・氏名を記入してください。  
また、下段には、給与支払報告書の内容についての問合せ先となる方の氏名・連絡先をご記入ください。  
税理士等に事務を依頼している場合は、その連絡先を最下段に記入してください。
- 令和8年1月1日現在、給与を支払っている従業員等の総数をご記入ください。  
(他市区町村に住所があるかたも含みます。)
- 館林市への報告人員を特別徴収・普通徴収に区別し、正確にご記入ください。  
普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出が必要です。切替理由書の提出がない場合、または切替理由書に該当する理由がない場合は、原則として特別徴収となります。
- 特別徴収納入書の送付を希望される場合は「要」に、希望されない場合は「不要」に○をつけてください。

## 普通徴収切替理由書兼仕切書の書き方

### 普通徴収切替理由書（兼仕切書）

令和年月日提出	市区町村名	指定番号
事業者名		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他の市区町村分を含む) 従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない・住民税が非課税の者 (例：年間の給与支給額が103万円以下)	1人
普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (給与支払者が個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者	1人
合計（総括表の「普通徴収」欄の人数と一致します）		2人

総括表の「普通徴収」個人納付の人数と一致します

- ⑥ 普通徴収に該当するかたがいる場合は、該当理由ごとの人数を記入し、必ず提出してください。  
また、普通徴収に該当するかたの給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄にも該当理由の「符号」を必ず記入してください。

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
内 千 円 千 円	千 円
特別徴収（船天引）	在職者
普通徴収（個人納付）	80
（摘要）	（人）
普F	該当する符号（普A～普F）を必ず記入してください。
令和×年×月×日 退職予定	
退職予定者は退職予定日を必ず記載してください。	

### ＜その他注意事項＞

給与支払報告書を提出の際には、下図の順に綴って提出してください。



※eLTAXで提出する場合も同様に個人別明細書の摘要欄に上記符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。  
(普通徴収切替理由書兼仕切書の提出は不要です。)

## ◇お知らせ◇

### eLTAX等による提出義務基準の引下げについて

令和6年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和8年に提出する給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等により提出する必要があります。また、令和9年1月1日以降は、「30枚以上」に提出義務基準が引き下げられます。

※館林市では、複数の市区町村へ一括送信できるeLTAXを推奨しています。eLTAXを利用していくと、特別徴収税額を電子データで提供できるほか、複数の市区町村に対して、一度の操作で電子的に納税可能になるなど大変便利です。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

### 特別徴収税額通知（電子署名あり）の電子送付について

特別徴収税額通知を希望する場合は、eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を「電子データ」とした上、特別徴収税額通知に関するお知らせメールを受け取るメールアドレスを設定してください。

※具体的な操作方法、受取方法等についてはeLTAX利用者ソフトウェア「Podesk」の操作マニュアル等を参照してください。

※特別徴収税額通知の受取方法を「電子データ」とした場合、書面による通知は送付しませんので、ご注意ください。